令和4年度(2022年度)東西軸活性化に向けた資源調査及び実施計画策定支援 業務委託

公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

服部緑地及び原田緩衝緑地における大型投資を契機とした、豊中市の東西軸エリアにおいて、市内外から多くの人が訪れ、人の往来や東西バス利用者などの増加、沿道商店等の売上アップなど、エリアのにぎわいをもたらす事業を模索するため、同エリアにおける活性化の種地・拠点となる場、活性化の担い手・リーダーとなる人・団体・事業者など、ヒト・モノ・カネに関わる資源を調査し、当該エリアの潜在力や活性化に向けた課題を把握し、事業実施に向けた実施計画(案)を作成することを目的とする。

※東西軸=北大阪急行緑地公園駅から阪急曽根駅、大阪国際空港南端の緩衝緑地にいた るエリア

※事業対象エリア=阪急バス豊中東西線より南北約 1km 以内、ふれあい緑地を含む(参考地図参照)

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度(2022年度)東西軸活性化に向けた資源調査及び実施計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「令和4年度(2022年度)東西軸活性化に向けた資源調査及び実施計画策定支援 業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで。

(4) 予算額

委託料の上限額: 2,453,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置 を受けていないこと。
- (3) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64 条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴 う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとさ

- れる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 附則第 2 条による 廃止前の和議法 (大正 11 年法律第 72 号) 第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申 立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生 続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生 事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27 年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生 手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者 又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41 条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定 を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計 画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)が あった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申 立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 第二次審査結果通知日までに会社設立1年が経過していること。

4. 日程

	第一次審査がある場合 (応募者が5者以上の場合)	第一次審査がない場合 (応募者が5者未満の場合)	
実施要領の公表	8月10日 (水)		
質問事項の締切	8月17日(水)午後5時まで(必着)		
質問事項への回答	8月24日 (水)		
企画提案書の提出期限	8月31日(水)午後5時まで(必着)		
第一次審査結果の通知予定日	9月9日(金)	9月6日 (火)	
第二次審査 (プレゼンテーション)	9月16日	3 (金)	

第二次審査結果の通知予定日	9月22(木)
委託契約の締結予定日	9月下旬

※いずれも、令和4年(2022年)。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

5. 応募書類

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式1
2 業務経歴書	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野(類似の策定支援	様式 2
2 未伤腔管		業務)の業務を請け負った実績について記載すること。	138.17. 2
3	実績として他市町 村の類似計画等	複数ある場合は代表的なもの。複数可。	様式なし
	州の類似計画寺	「吉田八昭」棚)ァルー→光弥)ァ胆-トァハ昭)ァルパナ 吉田	
	統括責任者及び担	・「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門 分野を記入すること。	
4	当者の実務実績調	・「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過	様式3
書	書	去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。	
5	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。	様式4
	加八甲ゲの地型書	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書を確認する	1 4. 1. -
Ь	6 処分歴等の確認書	こと。	様式5
		次のとおり企画提案を求める。	
		<項目①>東西軸エリアの潜在力や活性化に向けた課題	
		抽出のための、調査手法	
7	7 企画提案書	<項目②>聞き取り調査を行う上で活性化の担い手・次	様式なし
		世代のリーダーや団体の発掘方法	
		<項目③>実施計画(案)の想定する構成(目次等)と、	
		現時点での東西軸エリア内資源の活用策(2例)	
	見積書	・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積	
8		算根拠を明示した内訳書を添付すること。	様式なし
		・正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可	
9	団体の概要書(企	本の概要書(企 連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレ	
3	画概要など)	ス) に必ず記載すること。	様式なし

(2) 提出部数

①No.1~9の正本1部/A4判

②No. 2・4~9 のデータ/CD-R

(注) ①について、参加表明書(様式1)及び見積書は社印及び代表者印を押印すること。応募書類一式をファイル等で綴じずにクリップ等で止めて提出すること。 メールで提出する場合も、押印の必要な書類は郵送で送付の必要あり。 ②については、提案者名が記載されている様式はデータを二つ作成し一つは、提案者名

②については、提案者名が記載されている様式は<u>データを二つ作成し一つは、提案者名</u> <u>(社印・代表者印・個人名含む)が見えないようにして提出すること。</u>

(3) 提出期限

令和 4 年 (2022 年) 8 月 31 日 (水) 午後 5 時 (必着)

(4) 提出方法

郵送又はメール

(5) 提出先(事務局)

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係 (第一庁舎 5 階)

TEL:06-6858-3208

E-mail: toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp

- (6) 提出書類の取り扱い
 - ・提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めません。
 - ・提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先 交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ・提出された応募書類等は返却しない。
 - ・応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
 - ・郵送により提出する場合、事務局に応募書類の到達について確認すること。
 - ・メールで提出する場合、押印の必要な書類は郵送で送付し、事務局に応募書類の到 達について確認すること。

6. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」(様式6)をメールで事務局あてに提出すること。

- ・提出先アドレス: toshikatsuryoku@city. toyonaka. osaka. jp
- ・提出期限:令和4年(2022年)8月17日(水)午後5時(必着)

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和 4 年 (2022 年) 8 月 24 日 (水) に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受付けない。

7. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

〈1〉第一次審査

- ①応募事業者が5者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位4者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和4年(2022年)9月6日(火)に全応募者あてに通知する。
- ②第一次審査通過者には、その旨と第二次審査(プレゼンテーション)の案内、その他の応募者には選考外となった旨を令和4年(2022年)9月9日(金)に通知する。

〈2〉第二次審査

①第二次審査は、提案書及び提出書に基づくプレゼンテーションを行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。プレゼンテーションの結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としない。得点が同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

(2) 評価項目

審査項目	配点	備考
1. 業務経歴・担当者実	10 点	○類似する業務の実績
績・業務実施体制		○本業務を担当する実施体制について
2. 企画提案内容	20 点	○<項目①>について
	20 点	○<項目②>について
	40 点	○<項目③>について
3. 見積額	10 点	○見積額が妥当か
4. 処分歴等	内容に応	○処分歴等についての評価
	じて減点	

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年(2022年)9月22日(木)にメールと郵便にて通知する。 なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者と して決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を 約束するものでない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表する。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3.参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合

- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (9) 一団体で複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

9. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定 し、令和4年(2022年)9月下旬の契約締結を目途に、市と契約手続を行う。 なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約すること がある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、 契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約 の締結を行うこと(受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該 当する場合は除く)。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項(個人情報を含む。) を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、 変更することができない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡すると ともに、文書(様式は任意)で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

13. 応募・質問等の問合せ先(事務局)

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 都市ブランド推進係

TEL: 06-6858-3208 FAX: 06-6858-3684

Mail: toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.ne.jp

【参考】

○基本政策

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kihon_seisaku/r4kihonseisaku.html

○豊中市ブランド戦略

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/brand/brandsenryaku.html

○豊中市魅力発信サイト

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/index.html

○阪急バス豊中東西線

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kotsuanzen/bus/touzaisen.html

○原田緩衝地の事業方針

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kukou/kukou_topics/20210721.files/jigyouhoushin.pdf

○服部緑地提案概要

https://www.pref.osaka.lg.jp/koen/shiteikanri/senteikekkapmo.html

○エリアスポット・事象対象エリア

